

津野町ブランドロゴ・スローガン使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津野町（以下「町」という。）が著作権を有する津野町ブランドロゴ・スローガン（以下「ロゴ等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許諾申請等)

第2条 ロゴ等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、津野町長（以下「町長」という。）に使用許諾申請書（別記第1号様式）を提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の規定による申請に要する費用は、全て申請者が負担するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による申請を要しない。ただし、販売する場合を除く。

- (1) 町又は町に関係する団体が、町の事業の一環で使用するとき。
- (2) 町又は町教育委員会の後援若しくは共催の承諾を受けた事業で使用するとき。
- (3) 国又は地方公共団体が、事業の一環で使用するとき。
- (4) 学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校等が教育目的に使用するとき。
- (5) 報道機関が、新聞、テレビ、雑誌等に報道目的で使用するとき。
- (6) 著作権法（昭和45年法律第48号）で認められている個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用するとき。

(使用許諾等)

第3条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、ロゴ等の使用を許諾するものとする。

- (1) 町の品位を傷つけ又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、団体若しくは法人（町を除く。）又は商品等を支援し、推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められるとき。ただし、町のPR、町特産品の販路拡大等に特に寄与すると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (5) 暴力団（津野町暴力団排除条例（平成23年3月9日津野町条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団に関与する者が利用するとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者が利用するとき。
- (7) ロゴ等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (8) ロゴ等を本規程に基づいて使用しないおそれがあるとき。
- (9) ロゴ等のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (10) 公益上の観点又は著作権管理上の観点から不相当である等、承諾することが適当でない認められるもの。
- (11) その他町長が使用について不相当であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による使用の許諾（以下「使用許諾」という。）に当たっては、必要な条件を

付することができる。

3 前条第1項の規定による申請の可否に関しては、使用（変更）申請回答通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第4条 使用許諾申請を不要とする者及び使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、本規程及び町が別途定める「津野町ブランドロゴ・スローガン使用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に従い、ロゴ等を使用しなければならない。

2 ロゴ等を使用した製造品の販売は、津野町に住所を有する個人又は法人のみ行なえるものとする。ただし、町の同意を得た場合は、この限りでない。

（使用料）

第5条 ロゴ等の使用料は無償とする。

（使用期間）

第6条 ロゴ等の使用期間は、原則として使用許諾の日から最初に到来する3月31日までとし、毎年3月31日までに町長から通知がない場合、使用期間を1年間延長する。ただし、町長は、必要に応じて当該使用期間を変更することができる。

（完成品の提出）

第7条 使用者は、使用許諾に係るロゴ等の使用対象物が完成後、速やかに使用報告書（別記第3号様式）に完成品を添えて町長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、当該完成品を撮影した写真による提出等をもって完成品の提出に代えることができる。

（許諾内容の変更）

第8条 使用者は、使用許諾を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、町長に使用内容変更許諾申請書（別記第4号様式）を提出し、その許諾を受けなければならない。

2 町長は、ロゴ等の使用内容変更の可否に関しては、（別記第2号様式）により、使用者に通知するものとする。

（許諾の取消し及び使用の禁止）

第9条 町長は、ロゴ等の使用が本規程及びマニュアルの内容に違反していると認める場合は、当該使用許諾の取り消し及び使用を禁止させることができる。

2 町長は、前項の規定による使用許諾の取り消し等をしたときは、使用許諾取消及び使用禁止通知書（別記第5号様式）により、使用者に通知する。

3 使用者は、第2項の規定による通知があったときは、通知があった日以降、ロゴ等を使用（製造、販売又は出荷を含む。）してはならない。

4 町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第10条 使用者は、使用許諾を受けた目的以外の目的のためにロゴ等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(責任の制限)

第11条 第9条第1項の規定により使用許諾を取り消した場合において、使用許諾を取り消された使用者又は第三者に損害が生じても、町長はその責めを一切負わない。

2 使用者が、ロゴ等の使用により第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償を求められた場合においては、町長はその責めを一切負わない。

3 使用者は、ロゴ等の使用により町に損害を与えた場合は、故意又は過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(第三者に対する権利侵害)

第12条 使用者は、ロゴ等の使用に当たり、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の権利を侵害してはならない。

2 使用者がロゴ等の使用により第三者の権利を侵害し、又は使用者が製造者としての責任を問われるに至った場合においては、町長はその責任を一切負わない。

(使用の非独占性等)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を理解したうえで、ロゴ等を使用しなければならない。

2 使用者は、ロゴ等若しくはこれに類似するもの又はこれらを含むものについて、産業財産権等を取得してはならない。

3 ロゴ等の使用許諾は、自己の商標や意匠とする等、独占してロゴ等を使用する権利を付与されたものではないこと。

(使用状況の調査)

第14条 町長は、使用許諾に係るロゴ等の使用状況について調査をすることができる。この場合において、使用者は、町長から調査の通知を受けたときは、ロゴ等の使用状況について町長に報告しなければならない。

(著作権)

第15条 使用者は、ロゴ等に係る著作権(著作権法第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定める権利を含む。)が町に帰属することを確認する。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

津野町ブランドロゴ・スローガン使用許諾申請書

年 月 日

津野町長 様

住所(〒 -)		
法人・団体名(個人の場合は空欄)		代表者 印
担当者	(TEL)	(FAX)
	E-mail:	
<input type="checkbox"/> 上記の団体および個人について暴力団、暴力団員と一切関係ないことを誓約し、求めに応じて役員名簿の提出を行い、町長が本申請書と共に調査のため警察署に提出することに同意する。また、暴力団と関係があった場合、商標使用許諾の取消しに応じます。		

ブランドロゴ・スローガン商標の使用について、次のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、津野町ブランドロゴ・スローガン使用規程の内容を遵守するとともに、遵守事項に違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約します。

申請区分	□新規 □継続	
使用種別	□販売商品 □景品 □広告 □その他	
使用対象物の名称(商品名等)		
使用目的及び内容		
ブランドロゴ・スローガン画像データの提供を希望する場合	画像番号	
	データ形式	PNG
使用期間 ※最長で使用許諾の日から2年を超過する日の属する年度の3月31日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
単価 (販売商品の場合は販売単価(消費税及び地方消費税を含まない。)、景品及び広告の場合は製造価格を記入。)	円	

(裏面へ続く)

別記第2号様式(第3条及び第8条関係)

津野町ブランドロゴ・スローガン使用(変更)申請回答通知書

年 月 日

殿

津野町長

年 月 日付、申請のあった津野町津野町ブランドロゴ・スローガン使用許諾申請、
使用内容変更許諾申請について、下記のとおり回答します。

申請内容	デザインの使用 ・ 使用内容変更
申請の可否	許諾 ・ 不承認

	デザインの使用及び申請内容の変更
許諾番号	第 号
内容	<input type="checkbox"/> 販売商品 <input type="checkbox"/> 景品 <input type="checkbox"/> 広告 <input type="checkbox"/> その他
使用目的及び使用方法	
有償・無償の別	・ 有償(売値 円(税込)) ・ 無償
使用期間 (派遣日時)	年 月 日から 年 月 日まで

使用にあたっては、津野町ブランドロゴ・スローガン使用規程の内容を遵守してください。

※完成後に使用報告書(津野町ブランドロゴ・スローガン使用規程第7条)に完成品(送付が難しい商品の場合は完成品の形状がわかる資料)を添えて報告してください。

別記第3号様式(第7条関係)

年 月 日

津野町ブランドロゴ・スローガン使用報告書

津野町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付、許諾番号第 号で許諾を受けましたブランドロゴ・スローガンデザインの使用につきまして、商品等が完成しましたので、津野町ブランドロゴ・スローガン使用規程第7条の規定により、完成品または、完成品の提出に代わる資料を付して報告します。

別記第4号様式(第8条関係)

津野町ブランドロゴ・スローガン使用内容変更許諾申請書

年 月 日

津野町長 様

申請者 住 所
氏 名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

津野町ブランドロゴ・スローガンの使用を下記の通り変更したいので、申請します。

記

	変 更 前	変 更 後
使用対象物		
使用目的及び 使用方法		
使用期間		
使用数量		
金額		
変更理由		
その他		
許諾番号		

※変更内容が確認できる資料等を添付してください。

別記第5号様式(第9条関係)

津野町ブランドロゴ・スローガン使用許諾取消及び使用禁止通知書

年 月 日

様

津野町長

年 月 日付けで許諾した、許諾番号第 号に係る津野町ブランドロゴ・スローガンの使用については、次の理由により使用許諾を取り消し、今後一切の使用を禁じます。

1 取消理由